

おひとりさま事例集（9） ～生活場所の意思決定支援～

今回の主人公は、配偶者も子どももない未婚女性の田中勝子さん（86）です。

勝子さんは、郷里の九州で高校卒業後に上京し、それ以来、一貫して経理の仕事をしてきた堅実にひとりで暮らしてきました。

老後に向けてそれなりの貯えもでき、住まいは長年 UR の賃貸住宅です。勝子さんは「もし介護が必要な状態になっても、介護保険を使いながら、出来る限りこの UR に住み続けたい」という願いがありました。終活にも余念がなく、80歳になるときに任意後見契約と死後事務委任契約も済ませていました。



85歳を過ぎた頃から、勝子さんは認知症の症状が目立って出現するようになりました。自宅から1時間以上歩いた先で徘徊して警察に保護されたり、スーパーでお金を支払わずにトマトを持ち帰ってしまったり、そのたびに財布に入れてあった「緊急連絡カード」のおかげで連絡を受けた終活の契約先が、勝子さんを迎えに行きました。

その後、介護保険の認定申請を行い「要介護2」の認定を得て、本格的に勝子さんの自宅に介護保険のサービスが入るようになりました。

しかし認知症の進行は止まらず、毎日のデイサービスと共に朝晩にもヘルパーを入れ、訪問看護や配食サービスなど、ケアマネージャーが本人の安全のために必要なあらゆるサービスを介護計画に入れると、1割負担の介護保険の枠内では収まり切らず、毎月の在宅介護関係費用がかなり高額になってしまいました。にも関わらず、勝子さんは自宅の冷蔵庫を開けて生の肉を食べてしまうという危険な行動をするようになりました。三食とも配食弁当では不満だという勝子さんが、生ものを安全に扱えなくなってしまったのです。

その頃、勝子さんは自分自身でお金の管理もできなくなっていたので、任意後見契約が発効し、任意後見人がついていました。本人は「出来る限り、UR に住み続けたい」という希望を持っていましたが、今のままでは危険である上に、毎月の介護費用に家賃を加えた毎月の赤字金額だと、勝子さんの預貯金残高は5年ほどで底をついてしまう計算です。

そこで任意後見人は、UR の賃貸住宅をすぐに解約せずに、いつでも戻れるようにしたまま、勝子さんを認知症のグループホームに試しに住んでみてもらうことにしました。

すると、勝子さんはグループホームでの生活にまったく抵抗なくすぐに馴染んでしまい、とても落ち着いて過ごすようになったのです。1カ月後、勝子さんは、任意後見人によって UR 賃貸を解約してグループホームに正式に入居し、資金繰りも大幅に改善し、何より危険なく落ち着いて過ごせるようになりました。

お元気なうちに希望を決めておくことも大切ですが、その時になってみると、適した生活環境が事前の希望とは違っているケースもあります。そんな時でも、意思決定支援を安心して任せられる委託先との信頼関係が、とても大切になってきます。 つづく